

三河みとマリーナレンタルボートクラブ会員規約

(株) ユニマツプレシャス
三河みとマリーナ

- 〔名称〕
本クラブは、「三河みとマリーナレンタルボートクラブ」（以下「レンタルクラブ」）と称します。
- 〔目的〕
レンタルボート及びマリーナの利用を通じて、明朗健全にマリーナライフを親しむことを目的とする。
- 〔レンタルボート保管場所及び事務局〕
愛知県豊川市御津町御幸浜1-1-21 三河みとマリーナとする。
- 〔入会資格〕
 - 20歳以上で2級小型船舶操縦士以上の免許所有者
- 〔会員の種類〕
 - 個人
 - 法人
法人とは、個人以外の企業・団体とし、法人で登録する場合は、管理責任者1名の他に申込口数分の代表者を選任するものとする。
- 〔入会金〕
 - 入会金は個人・法人ともに11,000円（税込）とし、払込済みの入会金は、理由の如何に拘わらず返還しない。法人会員の場合、入会口数分の入会金を支払うものとする。
 - 入会金の割引サービスは初入会時のみに適用する。
 - ①個人会員の場合：当社免許受講生は免除とする。
 - ②法人会員の場合：代表登録者が当社免許受講生は免除とする。
- 〔月会費〕
 - 個人会員は、月会費を3,300円/1口（税込）とし、レンタルボートの規定使用料の他に、7ヶ月目以降については、毎月銀行自動引き落としにて支払うものとする。
初年度、月会費6ヶ月分19,800円（税込）を入会金とともに納めるものとし、いかなる理由があっても返金しないものとする。
また、法人会員については、申込口数分の月会費（19,800円（税込）/1口）を入会金とともに納めるものとしレンタルボートの規定使用料の他に7ヶ月目以降については、毎月銀行自動引き落としにて支払うものとする。
- 〔入会申し込み〕
入会を希望する者は、下記の書類を事務局まで提出するものとする。
 - ① 入会申込書
 - ② ボート免許証のコピー
 - ③ 運転免許書のコピー又は保険証のコピー
 - ④ 銀行自動払込利用申込書
 - ⑤ 誓約書
 - ⑥ 法人使用者登録書 ※法人登録者のみ
 - ⑦ 入会金=11,000円（税込）
 - ⑧ 6ヵ月分月会費=3,300円×6ヵ月=19,800円（税込）
- 〔レンタル艇使用料等〕
 - （1）レンタル艇の使用料については、レンタルクラブパンフレット記載による料金とする。
 - （2）セーリングヨットについては、ヨット特有の操作性能を伴うため運営会社の定めるI S P Aセーリングスクールにおけるコンピテントクルー以上のライセンスを取得していること及び5,500円/3時間（税込）の艇取り扱い講習を修了することをレンタルの条件とする。
 - （3）トーイング遊具（ウェイクボードセット、バナナボートセット、ビスケット等）レンタル料金については、
- 〔入会〕
入会とは、規則8に記載のすべての書類の提出及び費用の入金が完了した日をいう。
初回レンタル日に書類を提出し入会金等の支払いをすることは認めないものとする。
- 〔入会〕
入会とは、規則8に記載のすべての書類の提出及び費用の入金が完了した日をいう。
初回レンタル日に書類を提出し入会金等の支払いをすることは認めないものとする。

レンタルボートの予約に際し入会以前の予約は受け付けない。

- 〔会員資格〕
 - （1）入会日翌日より、退会を申し出た場合もしくは事務局により資格の喪失・停止となるまではレンタル会員とする。
 - （2）7ヶ月目以降も継続する場合は、月会費は2,200円（税込）とする。
- 〔会員資格の譲渡〕
会員資格の名義の変更・譲渡は、如何なる場合も出来ない。
- 〔会員資格の喪失及び停止〕
事務局は次の事項に該当する場合、会員の資格の喪失または停止する事が出来ものとする。
 - ① 月会費を期日までに支払わなかったとき。
 - ② 諸費用の支払を3ヶ月以上滞納したとき。
 - ③ 事務局の名誉または信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
 - ④ 暴力団等の反社会的団体の構成員及びその関係者と判明したとき。
- 〔退会〕
 - （1）会員本人が事務局に退会を申し出た場合、退会する事が出来るものとする。
また法人会員の場合、代表者が申し出により、退会する事が出来るものとする。
 - （2）個人・法人問わず当月に退会する場合は、必ず前月の10日までに申し出て退会届申請書を事務局に提出するものとする。10日を過ぎて提出した場合、翌月を持って退会とする。
- 〔運航規約〕
会員は下記の運航規約に従ってレンタルボートを利用する。
 - ① 個人会員は、レンタルボート利用時、必ず会員資格を有し初回講習を修了した会員が乗船するものとする。法人会員は、代表者登録され初回講習を修了した者が必ず乗船するものとする。
 - ② レンタルボートの利用は、予約制とし会員資格を有する者が予約を行うものとする。
 - ③ レンタル初回利用時は安全講習を利用時間の中から30分程度受講するものとする。
 - ④ 予約は利用日の2カ月前から電話にて受け付ける。
 - ⑤ レンタルボートのご予約は、前日の15時までとする。
 - ⑥ 2ヶ月間に予約できる日数を2日までとし、連続して2日以上の利用は出来ないものとする。
 - ⑦ レンタルボート1日の利用時間は、9:00から16:00までとする。
ただし、冬季（11月～3月）は、日照時間を考慮し1日の利用時間を9:00～15:00とする。
半日利用は利用時間内の3時間とし、最終帰港は15時までの利用とする。
利用時間を厳守し、利用時間を延長された場合は1時間5,500円（税込）を追加料金として徴収するものとする。
 - ⑧ 三河みとマリーナの定休日(火曜日)は利用出来ないものとする。
 - ⑨ 当日の気象状況、その他航行に危険または重大な支障があると認めた場合、事務局は出港を禁止することがある。（※マリーナ観測 風速：10m以上、波高：1.5m以上、視程：1km以下の場合等）
 - ⑩ レンタルボートの加入保険は、賠償責任保険(5億)搭乗者傷害保険(1名あたり1000万円)捜索救助費用(500万円)船体保険に加入済です。ただし搭乗者傷害保険は搭乗時適応となる為、トーイング遊具使用時の事故など危険が想定される場合また、ボートレンタル中であっても船外での事故については、保険適用となりませんご自身でご加入いただいている保険がある場合は、保険内容のご確認をお願いいたします。必要に応じマリーナにて国内旅行傷害保険へご加入をお願いいたします。
 - ⑪ 事故等が発生した場合には全て船長責任となりますのでご注意ください。
 - ⑫ レンタルボート利用中に、偶然な事故によりボートの船体、エンジンを損傷させた場合、船体保険の免責額5万円は会員本人が支払うものとする。保険適用外となる費用については、別途請求し支払うものとする。
 - ⑬ 整備不良が認められるエンジントラブルについての救助・曳航は事務局の負担にて行うものとする。
 - ⑭ レンタルボート利用中に、会員及びその同伴者の過失により発生させた事故の損害は、修復に要する実費を会員当事者が負担する。
 - ⑮ 会員はマリーナ帰港後、給油栈橋に着岸し事務局にて燃料を満タンに補充及びボート損傷有無のチェックを受け、所定位置の栈橋へ着岸し、ボート内の整理・洗艇を行うものとする。
 - ⑯ シャワー室の利用は 会員専用のシャワー室を利用するものとする。
 - ⑰ 航行区域は、キャビンのある艇については、伊良湖岬～神島～答志島を結ぶ見通し線内とし、オープン艇については師崎～伊良湖岬の見通し線内とする。
- 〔キャンセル料〕
会員の都合により、レンタルボート等の利用をキャンセルする場合、会員はキャンセル料として次の料金

を支払うものとする

- ① 当日取り消し・・・使用料の全額 ② 1週間以内の取り消し・・・使用料の5割

17 (レンタルクラブの廃止)

- (1) 事務局は、天災地変、法令制定改廃、行政指導、社会経済情勢の急変、会員の著しい現象等、やむを得ない事由によりレンタルクラブの運営に支障を生じたときには、レンタルクラブを廃止できるものとする。
- (2) 前項の場合、会員は運営会社に対し補償その他の請求、異議申し立てをすることができないものとする。
- (3) 運営会社は、レンタルクラブを廃止するときは、災害等やむを得ない場合を除き、廃止の6ヶ月前までにWEB上にて予告いたします。

18 (クラブ廃止の効果)

- (1) 運営会社がレンタルクラブを廃止したときは、会員たる地位を喪失するものとします。
- (2) 運営会社がレンタルクラブを廃止することにおいて、入会金、会費等名目の何れを問わず、運営会社は会員に対して返金・補償はいたしません。

19 (営利的利益の禁止)

会員及びビジターは、艇の賃借業、遊覧船事業、その他自己営業の一環として艇を利用することを禁じるものとする。

20 (個人情報・法人情報の取り扱い)

- (1) 業務上必要な範囲で、適正かつ公正な方法により個人情報を取得します。
- (2) 取得した個人情報は、当クラブの運営、各講習の案内・サービス・イベント等の案内に利用し閲覧についてはクラブ運営担当者及び総務部に限り、厳重に保管・管理いたします

21 [その他]

1. 会員は、三河みとマリーナの管理規則、海上衝突予防法等の諸法規を遵守し、これに従うものとする。
2. 会員は、同伴したビジター（会員以外の同伴者）についても、規約を厳守させ、連帯して責任を負うものとする。
3. 本規約に定められない事項及び業務上必要な細則は事務局において制定することが出来るものとする。また、会員規約を変更した場合、その効力は全ての会員及びビジターに及ぶものとする。